

技能実習生が除染作業に従事した事実に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年三月十四日

川
田
龍
平

参議院議長 伊達忠一殿



技能実習生が除染作業に従事した事実に関する質問主意書

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う除染作業（以下「除染作業」という。）に従事したベトナム人技能実習生に会い直接訴えを受けたので、以下質問する。

一 技能実習生に除染作業を行わせることは、我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与するという外国人技能実習制度の趣旨に反しているのではないか。政府の見解を示されたい。

二 これまで除染作業に従事した外国籍労働者及び技能実習生は何人いるのか。在留資格及び国籍ごとに、除染作業を所管する環境省も含め、政府の把握するところを示されたい。

三 除染作業に従事した技能実習生の実態を至急調査し、当該技能実習生が国籍を有する国の政府とも連携し、すでに帰国した当該技能実習生も含め、放射能測定や甲状腺検査などによって、健康上の不安を解消させるとともに、健康被害の存在が明らかになれば、それを補償・救済する方策について検討すべきではないかと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 前記のベトナム人技能実習生が除染作業に従事させられた事実をベトナム政府に報告すべきではないか

と考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。